FAX 03(6402)9556

http://www.kojimaz.jp E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

URL

海外赴任に伴う出国後と入国後のボーナスの取扱い

当社は海外に多くの子会社をもっていますが、従業員の海外駐在に際し、出国後に支給さ れたボーナスや帰国後に支給されたボーナスについては、税務上、どのように取り扱えばよ いのでしょうか?

解說

出国後に支給されるボーナスに対する源泉税の取扱いと帰国後に支給された場合の取り扱 いでは、日数按分の必要の有無などで扱いが異なります。

出国後に支給されるボーナス

出国後に支給されるボーナスについては、日数按分により国内分と海外分とに分け、国内 分について、20.42%の源泉徴収をします。

例) ボーナス支給額 : 100 万円 支給対象期間 : 6月~11月 :10月20日 賞与支給日 142 日 (国内勤務期間 6/1~10/20) 計算式) 100 万円× =775,957 円 183 日 (支給対象期間 6/1~11/30) 775,957 $\mathbb{H} \times 20.42\% = 158,451 \mathbb{H}$

帰国後に支給されるボーナス 2.

帰国した場合、入国日の翌日から居住者として取り扱われます。帰国後に支給される賞与 については、その対象期間内に国外勤務の期間がある場合でも、支給された賞与はすべて 居住者に支払われたものとして取り扱います。



要するに…

出国後に支給される賞与は日数按分により国内分と海外分に分けて、国内分のみ 20.42% の源泉徴収をします。これに対し、入国後に支給される賞与はすべて国内分として、通常の 従業員と同様に取り扱います